平成 22 年度国の施策及び予算に関する要望書

平成21年7月

特別区長会

殿

特別区長会会長 多田正見

平成22年度国の施策及び予算に関する要望について

平素から、特別区政の運営につきましては、特段のご高配 を賜り厚く御礼申し上げます。

現在、特別区は首都東京を担う基礎自治体として、住民の期待に的確に対応すべく、積極的な取組を進めているところです。

しかしながら、都市の住民にとって緊急の課題である、福祉、都市基盤、環境などの施策を遂行していくためには、なお多くの面で制度の改善や財政措置の充実強化が必要です。

つきましては、国における平成22年度予算の編成にあたり、特別区の事情を十分ご賢察のうえ、次の要望を実現されるよう特段のご配慮をお願いいたします。

## <要望事項>

																									頁
		1.1	r.			<b>→</b> ¢			1.77	<i>M</i> .															
	1	地	方	分,	権	饮.	单	0)	推	進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
	2	中	小	企;	業	対	策	0)	充	実	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•		3
	3	多	様	な	保	育	環	境	の	整	備	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•		4
	4	ホ	_	ム	レ	ス	自	立	支	援	策	(T)	充	実	•	•	•	•	•	•	•	•	•		5
	5	障	害	者	施	策	0)	充	実	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		7
	6	高	齢	者	福	祉	0)	充	実	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		8
	7	介	護	保	険	制	度	の	改	善	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•		9
	8	新	型	イ	ン	フ	ル	エ	ン	ザ	^	の	対	策	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	0
	9	医	療	体	制	Ø .	充	実	と	整	備	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	1
1	O	交	通	シ	ス	テ	ム	等	の	整	備	促	進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	2
1	1	都	市	計	画	道	路	の	整	備	促	進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	3
1	2	災	害	応:	急	対	策	の	充	実	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	4
1	3	緑	化	対	策	(T)	推	進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5
1	4	地	球	温	暖	化	防	止	`	ヒ、	_	7	ア	1	ラ	ン	ド	対	策	0)	推	進	•	1	6
1	5	廃	棄	物	処	理	対	策	0)	強	化	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	7
1	6	学	校	数	奆	$\mathcal{O}$	<b></b>	実	•						•			•	•	•		•	•	1	8

#### 1 地方分権改革の推進

地方分権改革推進法の期限を今年度末に控え、第二期地方分権改革は正念場を迎えている。

一方、社会保障をはじめ今後の国、地方の差し迫る行政 課題に必要な財源の確保は喫緊の課題であり、税制の抜本 改革も迫られている。

今、行われるべきことは、改革の歩みを止めることなく、 国と地方の役割分担を明確化し、国から地方へ実質的な権限と財源を移譲することであり、地方がその責任と権限に 応じた役割を果たせる財源を国の責任において保障する ことである。

このため、次の方策を講じること。

#### (1) 地方分権改革の確実な実現

地方分権改革推進委員会の勧告等を踏まえ、国と地方、 とりわけ基礎自治体優先の原則に立った役割分担の見 直しを行い、事務移譲や税源移譲の徹底はもとより、義 務付け等の関与の見直し等、特別区を初め、基礎的自治 体が実質的に地域の総合的な行政主体としての役割を 果たせるよう、真の地方分権を実現すること。

#### (2) 地方税財源の充実強化

① 地方分権改革の趣旨に則り、地方自治体がその役割 を果たせるよう、事務移譲に見合う実質的な税源移譲 を行い、地方税中心の税体系への抜本的な再構築を図ること。新たな税源移譲の対象は、地方消費税等偏在性が小さく税収が安定的な税源とすること。

- ② 自らの税源では地方自治体に求められる役割を果たせない団体については、国の責任で地方交付税による財源保障を行うべきであり、暫定措置として導入された地方法人関係税の譲与税化のような、地方固有の税を地方間の財源調整に用いる方策は排除すること。
- ③ 国庫補助負担金については、国と地方の役割分担 を明確にし、国の責任において措置すべきものを地 方に負担転嫁しないこと。また、地方の超過負担が 生じないようにすること。

その他の国庫補助負担金は原則廃止し、従前の都道 府県負担分が削減されることによる区市町村財源へ の影響も含めて確実に税源移譲を行うこと。

### 2 中小企業対策の充実

世界的な同時不況の中で、地域経済と雇用を支える中小企業の経営環境は深刻な状況にある。

中小企業が本来の活力を取り戻せるよう、次の方策を講じること。

- (1) 財務基盤が脆弱な中小企業への融資の強化や融資対象業種の拡大を図るとともに、現在、国が緊急雇用対策事業として実施している「ふるさと雇用再生特別基金」の対象事業の拡大を図るなどの見直しを行い、更なる雇用の創出に努めること。
- (2) 区が、地域の実情に応じて独自に実施している中小企業融資制度等に対して、運営の安定化を図るための財政支援を図ること。

#### 3 多様な保育環境の整備

地価や賃料の高い特別区では、認可保育所の整備は財政 負担が大きく、民間事業者にとっても参入が困難な状態に ある。

一方、女性の社会進出や様々な雇用形態をとる現在の就 労環境に対応するためには、低年齢児保育や長時間保育な ど多様な保育サービスの提供が求められている。

こうした中、国は、都道府県に「安心こども基金」を創設し、保育所等緊急整備事業を展開するなど、待機児童の解消に向けた取り組みを進めている。

しかし、補助対象施設や補助率等については、都市部の 実情にきめ細かく配慮したものとはなっていない。

このため、特に23区内に多い待機児童の解消を図り、 多様な保育需要に応えられるよう、全国画一的な認可保育 所制度を改善し、認可外施設も含めた保育施設への実態に 即した財政支援を行うこと。

### 4 ホームレス自立支援策の充実

現下の厳しい雇用失業情勢も踏まえ、ホームレスの自立 に向けた課題を早急に解決するために、次の方策を講じる こと。

(1) 国の責務として総合的な対策の実施と責務に見合う 財政負担

国の明確な責任の下、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法及び基本方針に示されている施策の実現を目指し、就労、福祉、医療、住宅等にわたる総合的な対策を講じるとともに、必要かつ十分な財政措置を行うこと。

とりわけ、路上生活者対策事業に係る施設の運営について補助の範囲を拡大し、補助基準額の大幅な引き上げを行うとともに、21年度の緊急措置とされている補助割合を22年度以降も継続すること。

また、特別区が行う施設整備について、実情に配慮した財政支援を講じること。

(2) 都市部への集中化への対応

広域的な課題であるホームレスの都市部への集中化 への対応について、地方公共団体と連携し、抜本的な対 策を講じること。

## (3) 総合相談の拡充

総合相談事業の拡充をさらに進めるとともに、22年度以降も継続すること。

#### 5 障害者施策の充実

特別区は障害者数も多く、サービス基盤整備に力を入れている。しかし、限られた国の予算では、地域生活支援事業に係る事業執行額に対して十分な国庫補助額が期待できず、現在のサービス水準を維持することさえ困難となっている。

昨年12月の社会保障審議会障害者部会報告書では、 「地域の個別事情に配慮して補助金を配分するなどの工 夫について検討すべき」との考えが示された。

このため、地域生活支援事業がその役割を果たせるよう、統合補助金の事業別算定基準を明示した上で、十分な財政措置を講じること。

## 6 高齢者福祉の充実

高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を続けていけるよう、次の方策を講じること。

- (1) 23区内では、用地確保が大きな課題となり、新たな 高齢者福祉施設の施設整備が進まない状況にある。 そのため、施設整備を促進するための支援策を強化す ること。
- (2) 高齢者が安心して居住できる住環境を整備し、あわせて、住宅施策と福祉施策の連携により、介護が必要な高齢者が住み続けられる仕組みを整えること。

### 7 介護保険制度の改善

特別区などの都市部では、介護事業者の廃業や従事職員の離職が深刻化している。この背景には、実態に合わない介護報酬の問題があり、平成21年度に報酬改定が行われたものの、なお不十分な状況にある。

ついては、安定した介護人材確保のため、きめ細かい報酬体系及び都市部の実情に合った報酬額に改めるとともに、利用者への直接的な影響を抑制するための方策を講じること。

### 8 新型インフルエンザへの対策

新型インフルエンザのまん延期の対応に万全を期すため、次の方策を講じること。

- (1) 新型インフルエンザワクチン及び季節性のインフル エンザワクチンについては、全国民に円滑に供給できる よう計画的に製造するとともに、供給体制を早急に整備 すること。
- (2) 新型インフルエンザに対する医療体制に必要となる施設・設備の整備に対する財政支援を行うこと。併せて、 医師、看護師等医療関係者の確保のための対策を整える こと。
- (3) ライフラインの確保や社会機能を維持する業務従事者への対応を、国が率先して行うこと。
- (4) 新型インフルエンザのまん延期においてもっとも憂慮される社会的弱者について、対策を実施する区市町村に対し、財政的支援を行うこと。
- (5) 新型インフルエンザに関する情報は、自治体及び国民 へ迅速かつ確実に提供すること。

## 9 医療体制の充実と整備

周産期医療及び救急医療・搬送体制を確保するため、次 の方策を講じること。

- (1) 産科・救急科等の医師不足を解消するための支援策の 更なる充実を図ること。
- (2) 看護師・助産師等他職種を含めた医療従事者の地位向上と勤務環境の改善を図る施策を実施すること。
- (3) 救急医療・周産期医療を地域で支えるためのネットワークを構築するための更なる支援策を講じること。

### 10 交通システム等の整備促進

東京区部における交通システム等の整備は、沿線地域の みならず東京圏全体の公共交通環境の向上に寄与するも のであり、極めて重要な課題である。

ついては、運輸政策審議会が平成12年に答申した鉄道整備の基本方針に従って、次の方策を講じること。

#### (1) 整備予定路線の早期実現

整備着手予定の路線で、現在、未着手となっている以下の路線は、早期の実現に向けた方策を講じること。

- ① 東京8号線の延伸(豊洲~東陽町~住吉~押上~四 ツ木~亀有~野田市)
- ② 東京 11 号線の延伸(押上~四ツ木~松戸市)
- ③ 京浜急行空港線と東京急行多摩川線を短絡する路線の新設(京急蒲田~蒲田)

#### (2) 区部周辺部環状公共交通新設計画の具体化

同答申で検討すべき路線となっている「区部周辺部環状公共交通(仮称)」の新設については、環状都市軸の形成による東京圏の適正な都市構造の再編に資するため、整備・運営主体の確立、建設資金の確保等により、整備計画の早期の具体化に向けた方策を講じること。

### 11 都市計画道路の整備促進

東京区部では、主要な幹線道路網の未整備区間が散在しており、大都市東京の都市計画道路ネットワーク機能が十分に果たせていない状況にある。

首都東京の地域特性を考慮し、都市の基幹的施設である都市計画道路の整備が、計画的かつ確実に促進されるよう、次の方策を講じること。

- (1) 都市計画道路事業に対する国庫補助の採択基準を緩和すること。
- (2) 国庫補助基準を改善し、特別区に重点的に国庫補助を配分すること。
- (3) 街路整備事業の予算措置を特別区に重点配分すること。
- (4) 「開かずの踏切」解消に向けた抜本的対策として、連続立体交差事業を早期に完了させること。

また、区が施行する際の技術的、財政的な支援制度を拡充すること。

## 12 災害応急対策の充実

切迫性が指摘されている首都直下地震や大規模な水害 への対策を強化するため、国において総合的な対策を講じ るとともに、次の方策を講じること。

- (1) 高層化する都市の集合住宅では、被災者の救援やライフラインの確保等が急務である。
  - このため、エレベーターや上下水道接続部の耐震化、高層階への備蓄倉庫の設置義務化など、より一層の防災対策を推進すること。
- (2) 首都直下地震の被害想定として推計される、400万人 を超える帰宅困難者への対応として、休憩場所の確保、 救急援護体制の整備など、対策をより一層推進すること。
- (3) スーパー堤防を早期に整備するため、住居移転を促進する仕組みづくりや建築行為の規制などの方策を講じること。

### 13 緑化対策の推進

都市の緑は、安全で良好な生活環境を確保するために欠かすことのできない資源である。農地を含めた都市の緑を保全するため、高地価等、特別区の地域特性を考慮して、次の方策を講じること。

- (1) 生産緑地等の都市農地や屋敷林等の保存樹林地、市民 農園等に対する相続税の納税猶予措置等、緑を残すため の土地所有者の負担軽減制度の見直しを図ること。
- (2) 生産緑地等の都市農地や屋敷林等の保存樹林地、市民 農園等の保存及び活用のために、特別区の買取りに対す る財政措置を講じること。
- (3) 保存樹木・保存樹林の維持管理経費を税控除対象とし、また樹林地の土地評価額の控除割合を見直すこと。

## 14 地球温暖化防止、ヒートアイランド対策の推進

地球温暖化の防止やヒートアイランド現象の緩和に対する取り組みを強化するためには、国の総合的な対策とともに、地方自治体の取り組みをこれまで以上に強化していく必要がある。

このため、特別区が地球温暖化対策推進法に基づく地域 推進計画を円滑に策定して対策に取り組めるよう、関係機 関が持つ各種データ類や新技術等の情報が提供されるよ うにするなど、充分な支援策を講じること。

#### 15 廃棄物処理対策の強化

循環型社会の構築を推進するためには、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用等による減量化及びリサイクルを進めるとともに、廃棄物の適正処理の推進が急務である。

特に、高度な人口が集中する都市部における総合的な廃棄物処理対策を強化するとともに、廃プラスチック類のリサイクルが促進されるよう、次の方策を講じること。

- (1) 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」において、拡大生産者責任の原則に基づき、事業者と自治体の適切な役割分担・費用負担の制度化をさらに推進すること。
- (2) 廃プラスチック類は、容器包装リサイクル法対象物の みとすることなく、再商品化ができるよう対象範囲の拡 大を図ること。

## 16 学校教育の充実

特別区が長期的視点を持ち、地域の実情に応じた学校教育を推進できるよう、区立小中学校教職員の人事権を学級編制・教職員定数などの権限及び必要な財源と併せて特別区へ移譲すること。

# <要望事項別一覧>

	要 望	事	項	要望先省庁
1	地方分権改革の持	<b>推進</b>		総 務 省 財 務 省
2	中小企業対策のラ	<b>充実</b>		経済産業省
3	多様な保育環境の	の整備		内 閣 府 厚生労働省
4	ホームレス自立っ	支援策の充	実	厚生労働省
5	障害者施策の充実	<b>美</b>		厚生労働省
6	高齢者福祉の充実	<b>美</b>		厚生労働省
7	介護保険制度の改	<b>炎善</b>		厚生労働省
8	新型インフルエン	ンザへの対	策	内 閣 府 厚生労働省
9	医療体制の充実と	上整備		厚生労働省
1 0	交通システム等の	の整備促進		国土交通省
1 1	都市計画道路の製	整備促進		国土交通省
1 2	災害応急対策の対	充実		内 閣 府 国土交通省
1 3	緑化対策の推進			財 務 省 農林水産省 国土交通省 環 境 省
1 4	地球温暖化防止、 対策の推進	、ヒートア	イランド	経済産業省 環 境 省
1 5	廃棄物処理対策 @	の強化		経済産業省 環 境 省
1 6	学校教育の充実			文部科学省

# <要望先省庁別一覧>

要望先省庁	要望事項
内 閣 府	多様な保育環境の整備 新型インフルエンザへの対策 災害応急対策の充実
総務省	地方分権改革の推進
財 務 省	地方分権改革の推進 緑化対策の推進
文部科学省	学校教育の充実
厚生労働省	多様な保育環境の整備 ホームレス自立支援策の充実 障害者施策の充実 高齢者福祉の充実 介護保険制度の改善 新型インフルエンザへの対策 医療体制の充実と整備
農林水産省	緑化対策の推進
経済産業省	中小企業対策の充実 地球温暖化防止、ヒートアイランド対策の推進 廃棄物処理対策の強化
国土交通省	交通システム等の整備促進 都市計画道路の整備促進 災害応急対策の充実 緑化対策の推進
環境省	緑化対策の推進 地球温暖化防止、ヒートアイランド対策の推進 廃棄物処理対策の強化